

豊中市文化財【公式】Instagram 運用ポリシー

豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、（アカウント名称）（以下、「当アカウント」）を開設し、情報発信を行います。当アカウントを通じての情報発信にあたり、利用者に誤解や混乱が生じないように運用ポリシーを次のとおり定めます。

1. 運用

- (1)利用する SNS サービスの名称：Instagram（インスタグラム）
- (2)アカウント名称： 豊中市文化財【公式】
- (3)ユーザー名：@toyonaka_bunkazai
- (4)アカウント URL： https://www.instagram.com/toyonaka_bunkazai0829/
- (5)運用者：運用者は社会教育課職員。郷土資料館職員。運用責任者は社会教育課課長。
- (6)投稿内容： 市内の指定・登録文化財の紹介をはじめ、文化財の歴史的背景や見どころ、発掘調査や保存・活用の取組、文化財関連イベントや講座の情報等を、写真や動画を活用して分かりやすく発信する。
- (7)投稿時間：午前 9 時 00 分から午後 20 時 00 分とします。ただし、緊急情報などはそれ以外の時間に投稿する場合があります。
- (8)運用期間：令和 8 年（2026 年）8 月 29 日から

2. フォローや返信（リプライ）、リツイートなどへの対応

- (1)フォローは原則行わない。ただし、次のアカウントについて、運用責任者が必要と認めるものは行う。

ア 国または地方公共団体

イ 本市の施設などを管理している公共性の高い団体

ウ 公共交通機関などの公共性の高い民間事業者

エ 本市の魅力を高め、拡散が期待できる情報を発信する団体や個人など

- (2)返信（リプライ）は行わない。

- (3)本市の魅力を高め、拡散が期待できる情報や公共性の高い情報であると判断した場合、リポストを行う。

- (4)本市へのご意見は「市民の声」をご利用ください。

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/sanka/koe/index.html>

3. 禁止事項

当アカウントに対して、以下の事項に該当する内容の投稿はご遠慮ください。投稿内容が以下のいずれかに該当する場合、アカウントのブロックや予告なく投稿を削除する場

合があります。

- イ) 法律、法令等に違反する内容または違反するおそれがあるもの
- ロ) 特定の個人や団体などを誹謗中傷するもの
- ハ) 政治、選挙、宗教活動またはこれらに類するもの
- ニ) 著作権、商標権、肖像権など本市または第三者の知的所有権を侵害するおそれのあるもの
- ホ) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を主な目的とするもの
- ヘ) 人種、思想、信条などの差別または差別を助長させるもの
- ト) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- チ) 虚偽や事実と異なる内容、噂を助長させるもの
- リ) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいするなどプライバシーを害するもの
- ヌ) 有害なプログラムなどを含むもの
- ル) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ヲ) その他、運用責任者が不適切と判断したもの

4. 著作権

当アカウントから投稿する写真・イラスト・音声・動画・記事の著作権は、本市や正当な権利を有する者に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合およびインスタグラム上でリポスト機能を使用するなど、転載の対象となる内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

5. 免責事項

当アカウントの投稿は細心の注意を払っていますが、情報の正確性や完全性、有用性について保証するものではありません。本市は、利用者が本市の情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。いかなる場合でも本市は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって利用者または第三者が被った損害や損失について、何ら責任を負うものではありません。また、本市は予告なく当アカウントの中止や内容の変更、運用ポリシーの変更や運用方法の見直しを行う場合があります。

附則

この運用ポリシーは令和8年（2026年）8月29日から適用します。